

次世代育成に関する各種制度早見表

時期	妊娠	産前8週	出産	産後8週	1歳	1歳9月	3歳	小学校就学	中学校就学	高校等就学	備考
休暇・給与制度	不妊治療のための病気休暇を取得可能	男 女									※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内（第1子の場合は、産後のみ）
	妊婦の通勤緩和（有給、1時間/日）	女									※2：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。
	妊娠障害休暇（有給、14日以内）	女									※3：産後パパ育休、再度の取得可能。
	妊娠中の休憩（職専免・有給）	女									※4：1歳に達する前日まで（2歳まで延長も有）
	保健指導又は健康診査（有給、1回につき必要と認められる時間 回数とは時期により異なる）					女					※5：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。共済の掛金（保険料）について、育児休業終了時改定の対象となる場合あり（3歳未満）
	男性の育児参加休暇（有給、5日以内） ※1		男								※6：共済の掛金（保険料）について、養育前の標準報酬月額を年金の算定基礎とできる（3歳未満）
	★ ……家族看護休暇（妻の出産）（有給、4日以内）			男							※7：4日。中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に件い入院に付添う等の場合、4日（当該子が2人以上の場合8日）が加算される
	産前産後休暇（有給、多胎は産前14週）		女								※8：正規の勤務時間の前後30分もしくは1時間のズレが可能。
	出産費 出産手当金 出産見舞金 など										※9：育児時間は、2回各30分以内/日。共済の掛金（保険料）について、養育前の標準報酬月額を年金の算定基礎とできる（3歳未満）
	給付関係は、申請が必要です！										
	育児休業 ※3（無給）			男							
	育児休業（無給）				男						
	育児休業手当金 ※4										
	共済の掛金（保険料）、互助会の掛金免除 ※5										
	特別養子縁組の監護期間等についても、各種制度の対象です。										
部分休業（給料減額、2H以内/日）			男								
部分休業（給料減額、2H以内/日）				男							
育児時間（有給、2回各45分以内/日）				男	女						
家族看護休暇（子） ※7（有給、★（妻の出産）とあわせ暦年で最大12日）											
学校等行事休暇（有給、高校等を卒業するまでの子1人につき1日）											
早出遅出勤務 ※8（減額なし、小学校就学までの子等）											
時間外勤務の免除（要 請求）											
深夜勤務・時間外勤務の制限（要請求 24時間/月、150時間/年以内）											
育児短時間勤務 ※9（給料減額、勤務形態5種類）											

※共済の掛金免除等についても、他制度同様申請が必要です。

(注意!)
配偶者や子の養育状況により適用が異なる場合があります

男性職員は、妻の産前産後期間中も各種制度を利用できます (産前の上の子がある場合)

☆ 1 あなたの子育てプランについては、育児フローシート、育児参画計画書を活用し、所属長と話し合しましょう。
 ☆ 2 各種制度の詳細、育児参画フローシート、育児参画計画書はイントラHP (<http://dkint22/jnzai/jisedai/>) をご覧ください。